

川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第2条第11号の取扱いについて

30川ま宅企第55号
平成30年6月28日
まちづくり局指導部長

川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第2条第11号に規定する「改善要望」の実施基準は、次に掲げるすべてに該当する場合とする。

1 土地所有者が次に掲げるすべてに該当する場合

ア 土地の所有権を得た日から5年が経過していること

ただし、既に崖崩れが発生している場合や崖崩れが発生するおそれがあり、市長が緊急に防災工事を要すると認める場合は、当基準を適用しないことができる

イ 固定資産税の滞納をしていないこと

2 崖の状態が次に掲げるいずれかに該当する場合

ア 人工崖の場合、宅地造成等規制法で定める技術基準に適合していないものであること

イ 崖に擁壁が設置されている場合、「宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）」（国土交通省）において、変状点が1.0点以上であること

ウ 自然崖の場合、当該地が過去に宅地造成や開発行為の検査済証を取得していないこと。

なお、「宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）」（国土交通省）において、危険度評価区分が「大」となる場合、または危険度評価区分が「中」となり、かつ第2項アに該当する場合は宅地防災工事のみ助成対象とする。また、危険度評価区分が「小」となり、かつ第2項アに該当しない場合は宅地減災工事のみ助成対象とする。

附則

（施行期日）

1 この取扱いは、平成29年4月1日より施行する。

附則

（施行期日）

1 この取扱いは、平成30年6月28日から施行する。